

生活相談員の資格要件の変更について

生活相談員の資格要件については、下記の基準省令において「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」と規定されていますが、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について、以下のとおりとします。

○ 同等以上の能力を有すると認められる者

- ・ 介護支援専門員（実務経験を問わない）
- ・ 介護福祉士（実務経験を問わない）

○ 対象サービス

- ・ 通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ※ （介護予防）特定施設入居者生活介護の生活相談員の資格要件については、法令等の規定はありませんが、生活相談員としての責務や業務内容において通所介護等の他のサービスと同等であることから、同様の資格要件を求めることとします。

○ 適用日

- ・ 令和 5（2023）年 10 月 1 日から

【根拠法令】

- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 46 号）第 5 条第 2 項
※ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年老企第 25 号）において準用する場合を含む（通所介護、短期入所生活介護）
- ・ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生労働省令第 19 号）第 5 条第 2 項
- ・ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）第 5 条第 2 項